

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年 2月24日

【会社名】 KeePer 技研株式会社

【英訳名】 KeePer Technical Laboratory Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷 好通

【本店の所在の場所】 愛知県大府市吉川町 4丁目17番地

【電話番号】 0562-45-5258（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 鈴置 力親

【最寄りの連絡場所】 愛知県大府市吉川町 4丁目17番地

【電話番号】 0562-45-5258（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 鈴置 力親

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 103,356,000円  
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年 2月16日  
(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式  
の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成28年2月24日（水）開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成28年2月24日（水）開催の取締役会において、当社普通株式292,500株の一般募集（以下「一般募集」という。）及び当社普通株式207,500株の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集及び引受人の買取引受による売出しと併せて以下「本件募集売出し」という。）を行う場合があります。
- 3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	75,000株	103,356,000	51,678,000
一般募集			
計（総発行株式）	75,000株	103,356,000	51,678,000

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」（注）3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	東海東京証券株式会社		
割当株数	75,000株		
払込金額	103,356,000円		
割当予定先の内容	本店所在地	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 最高執行責任者 早川敏之	
	資本金の額	6,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成28年1月31日現在）	0株
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、発行数が減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成28年2月16日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1	未定 （注）1	100株	平成28年4月12日（火）	該当事項はありません。	平成28年4月13日（水）

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成28年3月7日（月）から平成28年3月10日（木）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を東海東京証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 東海東京証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
KeePer技研株式会社 本店	愛知県大府市吉川町4丁目17番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 刈谷支店	愛知県刈谷市銀座四丁目29番地

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
103,356,000	1,000,000	102,356,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額は、平成28年2月16日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限102,356,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額395,088,400円と合わせ、手取概算額合計上限497,444,400円について、全額を当社の設備資金に充当する予定であります。

設備資金の内訳は、平成28年6月期のキーパーLABO運営事業における新規出店資金に240,000,000円、残額を平成29年6月期のキーパー製品等関連事業における営業所・トレーニングセンターの新設・改修及びキーパーLABO運営事業における新規出店資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成28年2月24日（水）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式292,500株の一般募集（一般募集）及び当社普通株式207,500株の売出し（引受人の買取引受による売出し）を行うことを決議しておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために行われます。

また、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年4月8日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成28年2月24日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成28年1月31日時点）、以下のとおりとなっております。

事業所の名称	セグメント名	所在地	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
高島平店 （仮称）	キーパーLABO 運営事業	東京都 板橋区	店舗	34,528	6,528	増資資金 （注）2	平成27年 10月	平成28年 3月	（注）4
三鷹店 （仮称）		東京都 三鷹市	店舗	59,080	11,080	増資資金 （注）2	平成27年 12月	平成28年 5月	（注）4
ペイシア古市場店（仮称）		千葉県 千葉市	店舗	45,000	-	増資資金 （注）3	平成28年 3月	平成28年 6月	（注）4
イオンモール水戸店 （仮称）		茨城県 水戸市	店舗	45,000	-	増資資金 （注）3	平成28年 3月	平成28年 6月	（注）4
その他平成28年6月期出店予定4店舗		-	店舗	150,000	-	増資資金 （注）3	平成28年 4月	平成28年 6月	（注）4
平成29年6月期営業所・トレーニングセンターの新設・改修及び、店舗出店予定24店舗	キーパー製品等関連事業・キーパーLABO運営事業		営業所・トレーニングセンター、店舗	960,000		増資資金 （注）3、自己資金及び借入金	平成28年 6月	平成29年 6月	（注）4

（注）1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 平成27年1月6日付取締役会決議による増資資金であります。

3 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による増資資金であります。

4 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

### 2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）の提出日（平成27年9月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月24日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成27年9月29日現在の資本金 （千円）	増加額 （千円）	平成28年2月24日現在の資本金 （千円）
1,024,075	14,616	1,038,691

（注）新株予約権の行使による増加であります。

### 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）及び四半期報告書（第24期 第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月24日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年2月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 4 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期事業年度）の提出日（平成27年9月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月24日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（平成27年9月30日提出）

##### 1 提出理由

平成27年9月29日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 26,176,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該変更のために定款の一部を変更するものであります。

平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条（社外取締役の責任限定）の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう規定の新設を行うものであります。

上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行の規定内容を明確にすること、その他の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役に谷好通、賀来聡介、畠中修、鈴置力親、矢島洋、竹内大輔、永田裕一、天野次郎の8氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に小野繁範、家田義人、深谷雅俊の3氏を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

監査等委員でない取締役の金銭報酬の支給限度額は年間総額3億円とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬の支給限度額は年間総額5千万円とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	28,156	587	86	(注)1	可決 (95.91%)
第2号議案	26,567	2,176	86	(注)2	可決 (90.50%)
第3号議案					
谷 好通	28,064	679	86	(注)3	可決 (95.60%)
賀来 聡介	28,326	417	86		可決 (96.49%)
畠中 修	28,326	417	86		可決 (96.49%)
鈴置 力親	28,326	417	86		可決 (96.49%)
矢島 洋	28,326	417	86		可決 (96.49%)
竹内 大輔	28,326	417	86		可決 (96.49%)
永田 裕一	28,326	417	86		可決 (96.49%)
天野 次郎	28,326	417	86	可決 (96.49%)	
第4号議案					
小野 繁範	28,337	406	86	(注)3	可決 (96.53%)
家田 義人	28,737	6	86		可決 (97.89%)
深谷 雅俊	27,988	755	86		可決 (95.34%)
第5号議案	28,716	27	86	(注)1	可決 (97.82%)
第6号議案	28,736	7	86	(注)1	可決 (97.88%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日	平成27年9月29日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期 第2四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 9月28日

KeePer 技研株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 泰行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥谷 浩之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているKeePer 技研株式会社（旧社名 アイ・タック技研株式会社）の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KeePer 技研株式会社（旧社名 アイ・タック技研株式会社）の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月10日

KeePer 技研株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 泰行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKeePer 技研株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第24期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年7月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、KeePer 技研株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。